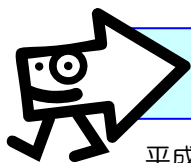


今月は「社会保険料節減方法！」その⑤

# communis 通信

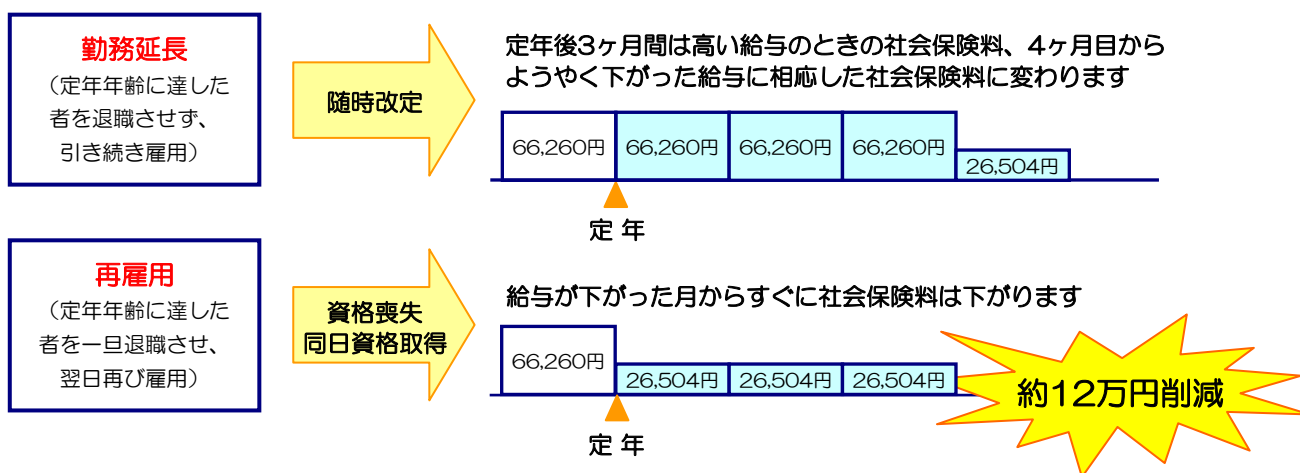
発行:コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>



## 社会保険料を節減するワザ その⑤ 「定年後の雇用は【再雇用制度】」

平成18年4月に「高年齢者雇用安定法」が改正され、60歳以降も労働者を雇用すべき義務が企業に課せられました。（平成22年4月1日～平成25年3月31日は、64歳まで）  
 定年後に給与を下げて雇い続ける場合、勤務延長にするかまたは再雇用にするかで社会保険料の金額が大きく変わります。『再雇用制度』を導入して、社会保険料の削減を図りましょう！

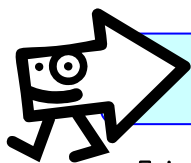
【定年後の給与を50万円→20万円に変更】 ※協会けんぽ（埼玉県）の場合



### ここがポイント！

在職者齢年金や高年齢雇用継続給付金を利用することで、「給与をあと〇万円下げた方が、逆に手取り額が多くなる。もちろん社会保険料も少なくなる」といった逆転現象が生じることがあります。定年後の賃金設計は、会社・労働者の双方にとって非常に重要です。

※ 再雇用制度を利用しても、雇用保険は定年前からの資格がそのまま続きます。定年退職時の資格喪失・取得手続きは不要です。



## 助成金ミニガイド

### 助成金を活用して、経験豊かな高齢者を会社の戦力にしよう

#### 『中小企業定年引上げ等奨励金』

65歳以上への定年の引き上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入または定年の定め廃止等を実施した中小企業事業主に対して、一定額が支給されます。

#### 『特定就職困難者雇用開発助成金』

ハローワークまたは有料・無料職業紹介事業者の紹介により、60歳以上65歳未満の労働者を雇い入れた事業主に対して、90万円（大企業は50万円）支給されます。（65歳以上の労働者を雇い入れた場合は『高年齢者雇用開発特別奨励金』が支給されます）

雇用保険関係の助成金は、一定の条件を満たす雇用保険適用事業所の事業主に対して支給されます。これら助成金の財源は事業主の方が支払われる労働保険料から賄われています。そのため、一般の融資などとは異なり、返済の必要はありません。